（個人に関する情報の取扱い）

第九条　法第二十三条第一項第二号の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。

二　個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること。

附　則

（施行期日）

この省令は、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。